

# 第1 策定の背景及び趣旨

## 1 地方分権の制度面での進展

高度経済成長を支えた「経済効率」や「競争」を過度に優先する社会・経済システム等がもたらしたひずみは、ここ十数年、地域社会の存立さえも脅かしている。

そのような社会・経済システムが生み出す負の側面に疑問を呈しつつ、地方の課題は地方で解決できるよう権限と財源の移譲を行い、「住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる」社会の実現に向け、平成6年、福島県は自治体初の地方分権ビジョンとして、「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を全国に発信した。

その後、急速に検討が進められた地方分権は、平成12年の地方分権推進一括法の施行により制度面では進展し、戦後50年間変化しなかった中央集権型行政システムが、地方分権へと動き出した。

【経済効率や競争を過度に優先する社会・経済システム等がもたらした状況変化】  
「社会経済の国際化」「生活圏の広域化」「少子高齢化、人口減少」「中心市街地の空洞化」「農山村・中山間地域の過疎化」「東京一極集中」... など、地域によって多様化・複雑化

これら多様・複雑な地域課題の解決は、全国一律の考えで行うよりも、住民の意向を反映し、地域の実状に応じた解決を目指すべき。



地方分権

### 平成6年 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」(提唱)

「住民を基本とした“新市町村主義”への<sup>たひたち</sup>出発

「価値観の多様化」、「住民が真の豊かさを実感できる生活の実現」



住民に身近な行政主体である市町村が、住民の視点に立って住民生活に密着した分野の行政を担うべき

「新たなパートナーシップの構築」

「国際的な地球社会との共存」  
「国内的な多様なニーズへの対応」



市町村、都道府県、国の役割を明確化し、それぞれが主体的な意思を持ちながら協調

### 制度面での一定の進展

#### 平成12年 地方分権推進一括法(施行)

##### 機関委任事務制度の廃止

機関委任事務(1)を自治事務(2)と法定受託事務(3)に整理

- (1) 県や市町村が国の機関として機能する制度
- (2) 法定受託事務以外の全ての事務(地域の実状に応じて多様)
- (3) 本来国が行うべき事務のうち、効率性等の観点から県や市町村が行う事務

##### 国と地方の関係における新たなルール

国が、県や市町村に<sup>( )</sup>関与する場合には法令による根拠が必要

- ( ) 助言や勧告の他、資料提供要求や協議などについても、必要最小限にすることとされた

権限移譲の推進、必置規制の見直し(三位一体等で道半ば)

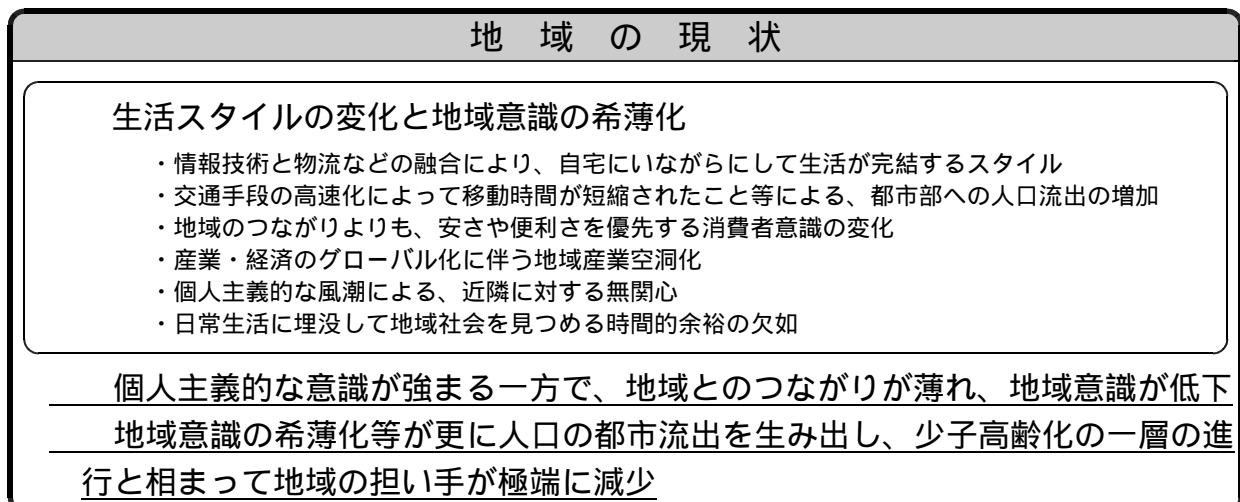
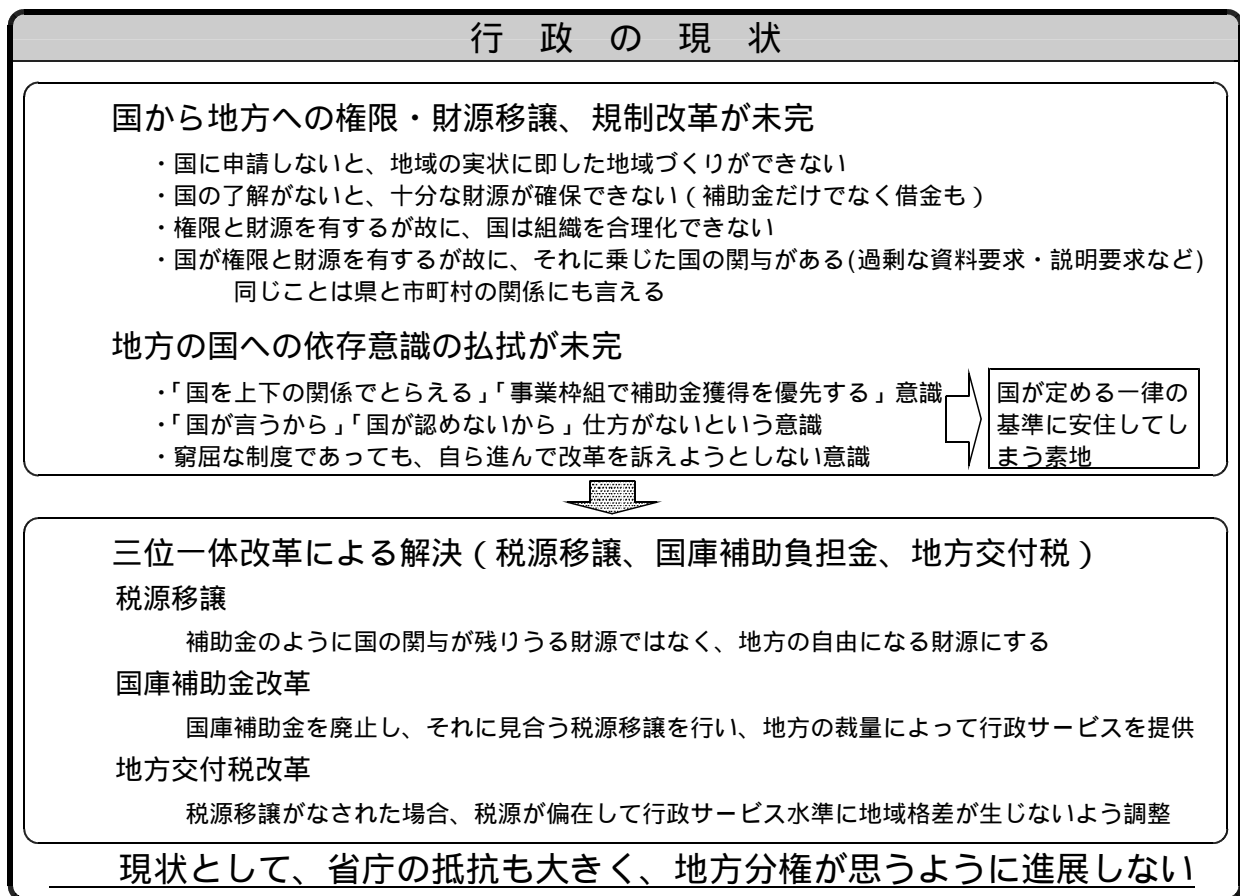
国庫補助負担金の整理合理化と税財源の充実確保(三位一体等で道半ば)

## 2 地方分権の現状

地方分権が動き出し、地方自治体の役割が拡大される方向であることは確かなものとなりつつあるが、今もなお国と地方間の権限や財源の問題等は未解決である。その決め手として取り組んでいる「三位一体改革」も、省庁の抵抗などによって大きくは進展していない。

このような中で、情報技術や交通・物流の発達などの広がりによって、個人主義的かつ合理的なライフスタイルが浸透している。

その結果、住民の地域への愛着や、郷土の伝統や習慣に根ざした地域の独自性が希薄となり、地域の課題は更に複雑・多様化している。



また、住民と行政の関係の現状は、その連携において次のような問題を抱えている。

### 住民と行政の連携の問題

#### 住民と行政のすれ違い

- ・行政は様々な取組みを行っているが住民に浸透していない
- ・お互いの取組みに関する情報欠如による理解不足
- ・「行政に任せておけば」という住民の意識
- ・「行政しかできない」という行政の意識

行政は、これまで以上に住民との連携・協働を展開

住民は、地域課題を認識して行政の動きを待たなくとも活動

### 3 プログラムが目指す地方分権の最終ステージ

#### 《本来の地方分権》

わたしたちの地域は、「わたしたち住民のもの」であり、住民自らがそのあり方を決め、課題を解決しながら地域づくりを行えるようにすべきというのが、本来の地方分権の考え方である。

#### 《国 県 市町村 住民というタテ系列行政の転換》

そのためには、これまで「国 県 市町村 住民」というタテ系列の中でとられてきた住民と行政の関係を、住民を基本としたものに転換し、「真の地方自治」を実現していくことが求められる。

#### 《行政から住民へ》

その原則に立って前節に例示した地方分権の問題をとらえたとき、従来の国から地方へという「行政から行政へ」の分権だけでは不十分であり、地方の役割を行政の物差しではなく、住民が住民の物差しで地域の課題を解決したり地域づくりが行えるよう、『行政から住民へ』と拡げていかなければならない。

#### 《真の地方自治が実現している地域社会》

「真の地方自治」が実現している地域社会像は、「住民一人ひとりを原点とした、あらゆる主体」が、自分の役割も他の主体の役割も理解し、「地域をこうしたい」という課題意識を共有して、地域のあり方を決定し協働する社会である。

そして、そのことが、『住民が主役であることが実感できる地域社会の実現』につながる。

#### 《地方分権の最終ステージを目指すプログラム》

本県は、本年を「住民自治元年」と位置付け、住民自治の原点に立ち返り、真の地方分権の実現に向けた道しるべとなるこのプログラムにおいて、基本的な考え方を取りまとめるとともに、その具体化をシステムとして整備し、実践する。